

○ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例施行規則（平成三年広島県規則第六十一号）（第三条関係） 新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（景観指定地域における届出を要しない行為）</p> <p>第六条 条例第十二条第一号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〜十三 （略）</p> <p>十四 自然公園法（昭和三十三年法律第百六十一号）<u>第二十条第九項又は第二十一条第八項</u>に規定する行為</p> <p>十五〜二十 （略）</p>	<p>（景観指定地域における届出を要しない行為）</p> <p>第六条 条例第十二条第一号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〜十三 （略）</p> <p>十四 自然公園法（昭和三十三年法律第百六十一号）<u>第十三条第九項又は第十四条第八項</u>に規定する行為</p> <p>十五〜二十 （略）</p>